

国民健康保険税の 納付は7月からです

国民健康保険は、病気やケガをしたとき、安心して医療が受けられるように、加入者が保険税を出し合い、みんなで助け合って健康を守ることを目的とした制度です。国民健康保険税は皆さんの健康を守る大切な財源です。必ず納期限内に納めましょう。

■平成19年度国保税の改正点

1. 医療分の課税限度額が53万円から56万円に改正になりました。
 2. 公的年金等控除の見直しの影響を受ける被保険者について、国保税の急増を避けるため、特別控除の規定が適用されます。特別控除の対象となるのは、平成17年1月1日現在において65歳以上で、平成17年度（16年中の所得）に個人住民税において公的年金等控除の適用があったかたです。所得割の算定基礎となる公的年金などに係る所得から平成19年度は7万円（平成18年度は13万円）を控除します。なお、公的年金等控除の適用があったかたの軽減判定についても、同様の規定が適用されます。

■ 納税通知書は世帯主に届きます

国保では1人ひとりが被保険者となります。加入は世帯ごとになります。保険税の納付も世帯ごとで、世帯主に納税義務があります。また、世帯主が職場の健康保険などに加入していて国保の被保険者ではない場合でも、世帯に国保の加入者がいる場合は、世帯主が納税義務者となります。

■国保の資格を得た月の分から納めます

保険税は、他の市区町村から転入してきたとき、職場の健康保険などをやめたときなど、国保の資格を得た月の分から納めます。年度の途中で加入・脱退した場合には、年間の保険税を月割りで計算することになります。国保の届出は各自で手続きを行わなければなりません。14日以内に届け出ましょう。

■保険税を確実に納めるために、便利で安心な口座振り替えをご利用ください

保険税の納付には、便利な口座振り替えをおすすめします。口座振り替えにすると、納期ごとに自動的に引き落とされますので、確実に納めることができます。

手続きに必要なもの 印からん(通帳届け出印)・預(貯)金通帳・納税通知書

※口座振り替えの申し込みは、郵便局、市内の金融機関または市役所収納課（本館1階）、市民生活課（支所1階）で受け付けています。

※一度手続きすると、翌年度以降も自動的に継続されます。

特別の事情もなく保険税を納めないと次のような措置がとられる場合があります

1. 督促を受け、延滞金が加算される場合があります。
 2. 有効期限の短い「短期被保険者証」が交付される場合があります。さらに、滞納が続くと保険証を返却することになり、「被保険者資格証明書」が代わりに交付される場合があります。このとき、かかった医療費はいったん全額自己負担となります。
 3. 国保の給付（療養費・高額療養費・出産育児一時金・葬祭費など）の一部または全部が差し止められ、滞納している保険税にあてられることがあります。
そのほかにも、財産の差し押さえなどの処分を受ける場合もあります。

■どうしても納付が困難なたは早めにご相談を！

災害・病気などやむを得ない事情により、保険税の納付が困難なときは、納期限の7日前までに収納課（市役所本館1階内線198）にご相談ください。分割納付または減免などが認められる場合があります。

問い合わせ先 国保年金課保険税係（☎235111内線242・243）